

大蔵村の給与・定員管理等について(平成23年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 3,810	千円 3,881,985	千円 52,360	千円 758,186	% 19.5	% 19.6

(注) 人件費には、特別職(村長・議員など)に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費	(参考)類似団体平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	一人当たり給与費
22年度	人 82	千円 310,531	千円 73,030	千円 113,332	千円 496,893	千円 6,060	千円 5,510

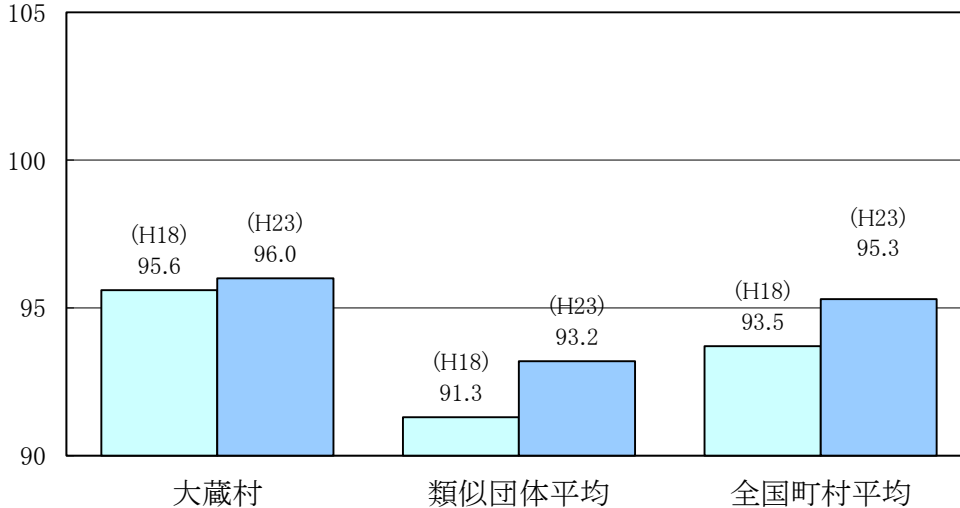
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、普通会計から支払を受ける平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

(給与見直しに係るこれまでの主な取り組み)

- ・平成18年4月1日に給与水準の引き下げ(平均△4.8%・最高△7%)を実施し、今年度は給料月額引き下げ(平均△0.1%)を行いました。
- ・今年度期末・勤勉手当を△0.2月分引き下げを実施しました。
- ・職員手当のうち管理職手当を20%削減中です。
- ・平成18年度から平成21年度まで昇給号給数を抑制しました。
- ・各種手当(危険物取扱手当等の特殊勤務手当、自宅に係る住宅手当など)を廃止しました。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職の給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
大蔵村	43.3 歳	325,200 円	386,000 円	354,100 円
山形県	44.0 歳	349,400 円	431,600 円	376,400 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
類似団体	42.8 歳	310,027 円	358,419 円	335,342 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額(A) (国ベース)円	平均給与月額 (国ベース)円	対応する民間 の類似職種	平均年齢 歳		平均給与月額(B) 円
大蔵村	46	14	302,500	323,900	318,000	—	—	—	—
うち学校給食員	45.9	4	306,500	317,500	314,100	調理士	40.3	217,500	1.5
うち用務員	45.6	5	291,600	323,300	313,900	用務員	53.8	209,700	1.5
山形県	43.9	551	322,000	368,800	343,100	—	—	—	—
国	49.5	3689	283,862	—	321,662	—	—	—	—
類似団体	51	3	276,680	295,627	287,925	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C) 円	民間 (D) 円	C/D
大蔵村	—	—	—
うち学校給食員	5,059,727	2,957,200	1.7
うち用務員	5,086,192	2,943,200	1.7

- * 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21年～23年の3ヶ年平均)
- * 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- * 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分	大蔵村	山形県	国	
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円	Ⅱ種 172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	135,600 円	— 円
	中学卒	121,600 円	125,400 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	240,600 円	288,400 円	322,100 円
	高校卒	208,000 円	246,700 円	295,500 円
技能労務職	高校卒	188,300 円	228,600 円	271,000 円

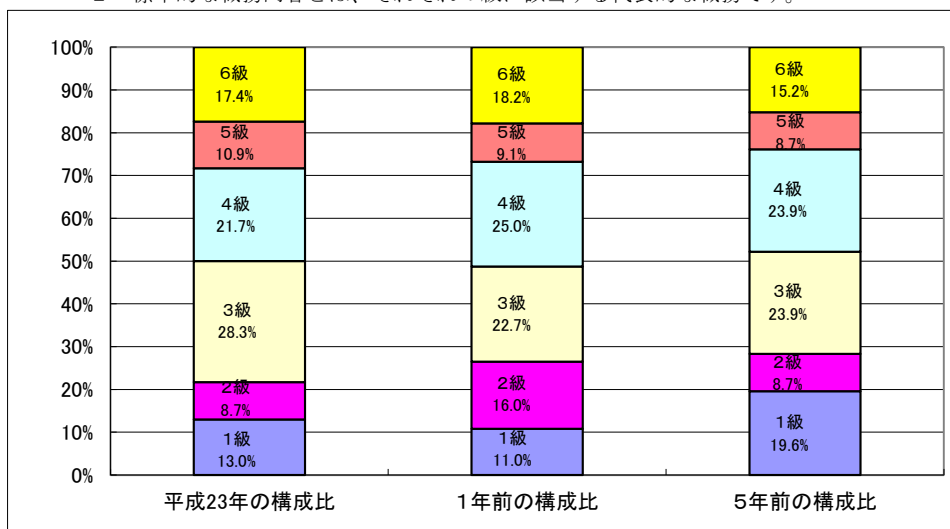
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・主事	6 人	13.0 %
2 級	主任	4 人	8.7 %
3 級	係長	13 人	28.3 %
4 級	主査	10 人	21.7 %
5 級	課長補佐	5 人	10.9 %
6 級	課長等	8 人	17.4 %

(注) 1 大蔵村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日現在において、所属長が各職員の前1年間の勤務成績を判断し、昇給の号給を決定しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大蔵村	山形県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,428 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,535 千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.20 月分 (1.40) 月分 (0.60) 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

大蔵村	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
(定年前早期退職特例措置2~20%加算)	(定年前早期退職特例措置2~20%加算)
1人当たり平均支給額 26,727 千円	— 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		1,376 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		688 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度(支給率)
医師、歯科医師に支給	10 %	2 人 14 %

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		13,099 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		6,549,600 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		2.3 %
手当の種類(手当数)		2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価
研修手当	医師、歯科医師	先進技術を取得し、医療活動の活性化を図るための研修に従事したとき 月額200,000円
医師手当	医師、歯科医師	医師、歯科医師が医療に従事したとき 月額400,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	17,244 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	227 千円
支給実績(21年度決算)	15,396 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	203 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・配偶者13,000円、配偶者以外6,500円、(扶養親族でない配偶者がいる場合は1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額)	同		9,548 千円	238,713 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当・借家:家賃に応じた額(27,000円限度)・単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合、上記の額の2分の1(月額)	同		2,340 千円	334,286 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を利用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・交通機関利用者:運賃等相当額(月額・最高53,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分に応じた定額(月額・最高53,000円)	異	【国の制度】交通用具使用者の手当額(月額・最高24,500円)	5,163 千円	101,235 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき、支給される手当・給料月額に、職に応じた割合(課長、所長等8%)を乗じて得た額(月額)	同		4,799 千円	436,286 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師)に対し、支給される手当(月額・最高306,900円)	同		7,049 千円	3,524,400 円

単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当 ・基礎額(23,000円)+距離区分に応じた加算額(最高45,000円)(月額)	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に対して支給 ・1時間当たりの単価×100分の135×勤務時間数	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当・1時間当たりの単価×100分の25×勤務時間数	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・支給区分に応じた定額(1回当たり最高・医師等20,000円)	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当・管理職手当の支給割合に応じた定額(1回当たり最高・12,000円)	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために、設けられた手当 ・支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額(月額・最高17,800円)	同		5,886 千円	67,657 円
災害派遣手当	災害対応策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給 ・滞在日数等に応じた定額(日額・最高6,620円)	同		0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	村 長	656,000 (820,000)	円	(参考)類似団体における最高/最低額 750,000 円/ 365,000 円			
	副 村 長	558,000 (620,000)	円	635,000 円/ 435,600 円			
報酬	議 長	310,000	円	310,000 円/ 140,000 円			
	副 議 長	250,000	円	250,000 円/ 115,000 円			
	議 員	230,000	円	233,000 円/ 100,000 円			
期末手当	村 長	(22年度支給割合)					
	副 村 長	3.05	月分	(加算措置)40%			
	議 長	(22年度支給割合)					
	副 議 長	3.05	月分	(加算措置)40%			
退職手当	村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 村 長	820,000円×在職月数×0.567(任期毎2,232万円)		任期満了時	任期満了時		
		620,000円×在職月数×0.331(任期毎985万円)		任期満了時	任期満了時		

(注)1給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

(注)2退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

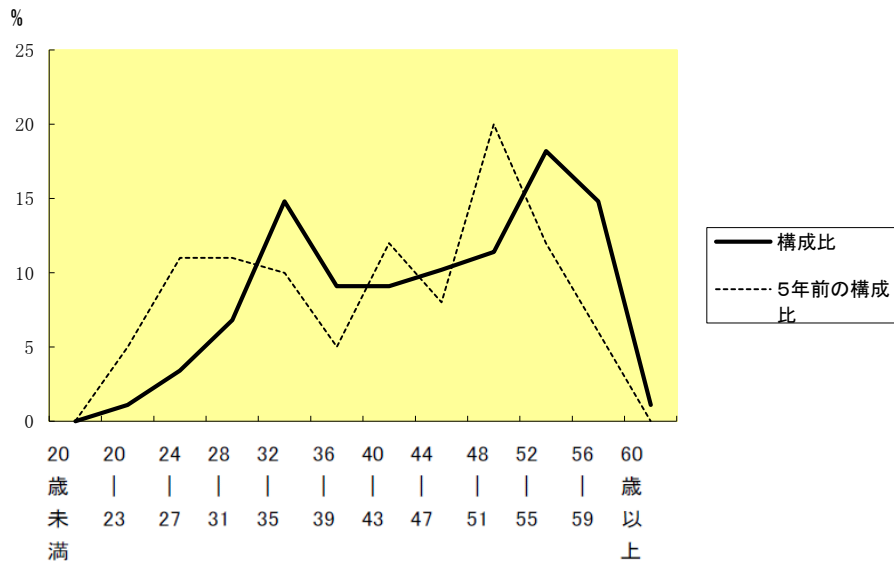
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		
		総務企画	15	14	1	退職者補充
		税務	5	5		
		民生	16	16		
		衛生	15	16	△1	退職者不補充
		農林	6	6		
		商工	2	2		
		土木	5	5		
	小 計	65	65		<参考>1万人当たりの職員数170.65人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数140.18人)	
		教育	16	15	1	退職者補充
小 計	81	80	1	<参考>1万人当たりの職員数212.65人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数167.21人)		
公営企業等会計部門	水道	2	2			
	下水道	1	1			
	その他(国保、老人、介護事業)	4	4			
	小 計	7	7			
合 計		88	87		<参考>1万人当たりの職員数231.03人	
		[93]	[93]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長を含む。)

2 []内は、条例定数の合計です。

3 総務部門に戸籍係、地域振興係、出納係を、民生部門に保育所、衛生部門に診療所それぞれの職員を含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	人	1人	3人	6人	13人	8人	8人	9人	10人	16人	13人	1人	88人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	66	65	64	65	65	65	△1(1.5%)
教育	18	17	17	16	15	16	△2(11.1%)
普通会計	84	82	81	81	80	81	△3(3.6%)
公営企業等会計	7	7	7	7	7	7	—
総合計	91	89	88	88	87	88	△3(3.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。